令和２年１月オレンジ勉強会

幅広道路(一車線)における交差点事故について

令和２年２月２日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

省略

第２　過失割合

１　追い越し(道路交通法(以下「法」という。)２８条１項)

（１）法２８条１項

「車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下この節において「前車」という。）の右側を通行しなければならない。」

（２）大阪地裁平成２７年４月２３日判決

※本件事故態様と類似の事故態様

→「Ｂ車は，自車の進路変えずに追いついたＣ車の左側方を通過して，その前方に出るという追い抜き行為をしようとしたのであって，道路交通法２８条１項で禁止されている左側からの追い越しにはあたらない」

２　交差点における左折(法３４条１項)

（１）法３４条１項

「車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。」

（２）大阪地裁平成２７年４月２３日判決

「(2)上記認定事実によれば、本件事故は、左に進路変更しようとした先行のＣ車と後続直進していたＢ車の事故であるといえる。

本件道路は、片側一車線であるが、北東に向かうに従ってゼブラゾーンの幅が徐々に広がり、最も広い箇所では車線部分とゼブラゾーンを併せて合計約５．４メートルの幅があるから、双方車両の車幅（Ｃ車の車幅は１．４７メートルである（乙３)。）に照らせば、ゼブラゾーンが標示されている箇所では、幅員が十分ではないために複数の車両が横に並んで通行する余地がない道路であるとはいえない。

また、Ｂ車は、自車の進路を変えずに、追いついたＣ車の左側方を通過してその前方に出るという追抜き行為をしようとしたのであって、道路交通法２８条１項で禁止されている左側からの「追越し」には当たらない（同法２条１項２１号参照)。

先行のＣ車を運転していた第１事件被告は、本件道路が片側一車線とはいえ、ある程度の幅があったにもかかわらず、「ａ店」でトイレを借りようとして、あらか

じめ道路の左側端に寄らず、左後方を十分に確認しないまま左に進路変更しようとしたものであって、その過失は大きいと認められる。

また、左折の合図を出していなかった点は、過失相殺するに際し、第１事件被告にとって不利な要素として考慮されるべきである。

他方、後続のＢ車を運転していた第２事件被告としても、Ｃ車を追い抜く際にＣ車との車間距離をある程度空けていたとはいえ、前方不注視の過失があったことは否めない。また、ゼブラゾーンにはみだりに進入すべきではないにもかかわらず、追抜きの際にＢ車がゼブラゾーンに進入している点は、第２事件被告にとって不利な要素として考慮されるべきである。

（３）以上の諸事情を考慮し、本件では、Ｂ車２０パーセント、Ｃ車８０パーセントとして過失相殺するのが相当である。」

以　上